

○厚生労働省令第百十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

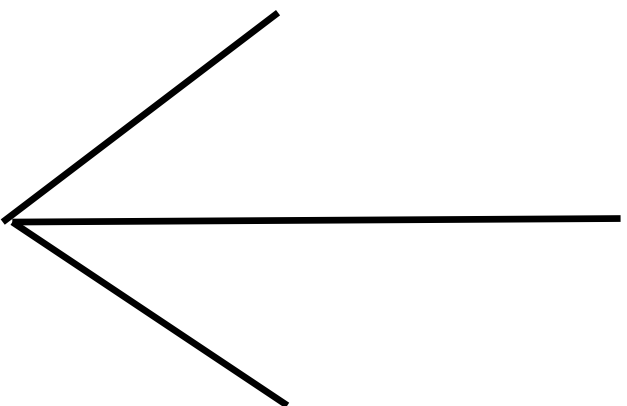
改正後	改正前
<p>(様式の任意性)</p> <p>第百条 法に基づく省令に定める様式(様式第三号、様式第六号から様式第六号の三まで、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。))様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。))様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。))様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。)は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。</p>	<p>(様式の任意性)</p> <p>第百条 法に基づく省令に定める様式(様式第三号、様式第六号、様式第六号の二、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。))様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。))様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。))様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。)は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。</p>

(労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

労働安全衛生規則様式第六号の二を様式第六号の三とし、様式第六号の次に様式を加える改正規定を次のように改める。

様式第六号の二を第六号の三とし、様式第六号の次に次の一様式を加える。



有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

8 0 3 1 5

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

労働保険番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					在籍労働者数	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <small>右に詰めて記入する↑</small>
対象年	9 : 令和 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (元号) <input type="text"/> <input type="text"/> (年) <small>1~9年は右↑</small>	( 月 ~ 月分 ) (報告 回目)	健診年月日	9 : 令和 → <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (元号) <input type="text"/> <input type="text"/> (年) <input type="text"/> <input type="text"/> (月) <input type="text"/> <input type="text"/> (日) <small>1~9年は右↑ 1~9月は右↑ 1~9日は右↑</small>			
事業の種類			事業場の名称				
事業場の所在地	郵便番号 ( )			電話 ( )			

健康診断実施機関の名称	
健康診断実施機関の所在地	

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容	
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <small>右に詰めて記入する↑</small>
受診労働者数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <small>右に詰めて記入する↑</small>
所見のあった者の人数		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <small>右に詰めて記入する↑</small>

折り曲げる場合は(▲)の所を谷に折り曲げること

産業医	氏名
	所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



様式第6号の2（第52条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「取扱有害物質・業務内容」の「物質」欄は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、<sup>あつ</sup>弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のうち、事業場においてガス、蒸気又は粉じんとして発散されているものを、「業務内容」欄は、当該物質が発散されている場所における具体的な業務内容を記入すること。
- 10 「在籍労働者数」、「労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。

附 則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。